

横浜市行政不服審査会答申  
(第82号)

令和2年1月21日

横浜市行政不服審査会

## 1 審査会の結論

「療育手帳交付決定処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

## 2 事案概要

本件は、横浜市長（以下「処分庁」という。）が、横浜市療育手帳制度実施要綱（昭和 51 年 3 月 1 日制定。以下「要綱」という。）第 8 条の規定に基づき、審査請求人の子（以下「本件対象者」という。）を対象とする療育手帳の再交付申請に対して、平成 31 年 3 月 7 日、障害の程度を B 2（軽度）とする交付決定（以下「本件処分」という。）をしたところ、令和元年 6 月 3 日、審査請求人が、本件処分を取り消し、障害の程度 B 1 の手帳の交付を求めて審査請求を行ったものである。

## 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する主張は、次のように要約される。

本件対象者は、平成 31 年 2 月 15 日に本件対象者に実施された知能検査（以下「本件検査」という。）により B 2 と認定されたが、同日の検査時間が 1 時間 30 分と長くかかったこと、本件対象者自身が良い点のほざがないと言っていることから、本件検査の結果は誤りであり、これを前提として、B 2 と認定した本件処分は違法又は不当であって取り消されるべきであり、厳正なる検査の上、B 1 と認定するべきである。

## 4 処分庁の主張の要旨

処分庁が、弁明書において主張している本件処分に対する主張は、次のように要約される。

処分庁は、平成 31 年 2 月 15 日、要綱第 4 条第 1 項に基づき、臨床心理士により、標準化されたビネー式知能検査（田中ビネー知能検査 V を使用）である本件検査を行い、本件対象者について、知能指数（同項本文に規定する診断範囲値をいう。以下同じ。）54 との結果を得た。臨床心理士が行う心理検査については、検査によって算出された知能指数が正確か、他の臨床心理士が確認を

している。そして、正確さが確認された上で処分庁内の愛の手帳判定会議に諮る手続を踏み、更に正確性を確保している。

同月 21 日、愛の手帳判定会議において、同条に基づき、心理検査結果（知能指数 54）を踏まえ、障害程度の判定を行い、B 2 と認定した。

よって、本件対象者の療育手帳の再交付申請に対し、B 2 と認定した本件処分は、違法又は不当ではなく、本件審査請求には理由がない。

## 5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書「6 判断理由」のとおりとしている。

## 6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

### (1) 要綱等の規定

ア 要綱第 2 条は、「手帳は、横浜市内に住所を有する者で、児童相談所又は障害者更生相談所（以下「判定機関」という。）において知的障害と判定されたものに交付する。」とし、要綱第 3 条第 2 項第 2 号は、療育手帳の記載事項として、「障害の程度」を定めている。

イ 要綱第 3 条第 1 項は、療育「手帳の名称は愛の手帳とする。」と定めている。

ウ 要綱第 4 条第 1 項本文は、「障害の程度の判定は、標準化されたビネー式知能検査による診断範囲値（以下「知能指数」という。）を用いて、別表 1 に掲げる基準により、判定機関の長が行うものとする。」と規定する。

要綱別表 1 は、「障害の程度：軽度・B 2、知能指数：おおむね 51 以上 75 以下のもの」と規定する。

エ 要綱第 5 条第 1 項は、「交付対象者又は保護者は、手帳の交付を受けようとするときは、写真を添付した愛の手帳新規交付申請書（第 2 号様式。以下「新規交付申請書」という。）を、居住地を管轄する福祉保健センターの長（以下「福祉保健センター長」という。）を経由して、市長に提出しなければならない。」と規定する。

オ 要綱第5条第2項は、「新規交付申請書を受理した福祉保健センター長は、愛の手帳判定依頼書（第3号様式。以下「判定依頼書」という。）を判定機関の長に送付するものとする。なお、判定依頼にあたっては、愛の手帳の申請について（第3号様式の2）により決議する。」と規定する。

カ 要綱第5条第3項は「判定機関の長は、交付対象者について判定を行い、判定結果を判定依頼書の判定結果記入欄に記入のうえ市長に送付するものとする。」と、同条第4項は「判定機関の長は、交付対象者の障害の程度の確認に必要な専門的診断を別表2に掲げる指定診断機関に依頼し、当該診断資料に基づいて判定を行うことができる。」と規定する。

要綱別表2では、指定診断機関である横浜市総合リハビリテーションセンターは、横浜市全区を所管するとされている。

キ 要綱第5条第6項は、「市長は、手帳の交付を決定したときは、福祉保健センター長を経由して当該申請者にこれを交付する」と規定する。

ク 要綱第6条第1項は、「判定機関の長は、手帳の交付を受けた知的障害児者（以下「手帳所持者」という。）の交付後の障害の程度を確認するため、その時期を指定し、判定を行うものとする。」と規定する。

ケ 要綱第8条は、手帳の再交付の手続について、「交付手続の例による。」と規定する。

コ 横浜市総合リハビリテーションセンター条例（昭和62年3月横浜市条例第16号）第1条第1項は、「心身に障害のある者及びその疑いのある者（以下「障害者等」という。）に対し、専門的かつ総合的なリハビリテーションを行う施設として、横浜市総合リハビリテーションセンター（以下「リハセンター」という。）を横浜市港北区に設置する。」と規定し、第2条は、「リハセンター及び支援センター（以下「センター」という。）は、次の事業を行う。」として、同条第1号は、「障害者等に対する医学的、心理学的、社会的及び職能的な相談、評価、指導及び訓練」と規定する。

サ 本件における判定機関である横浜市障害者更生相談所の「療育手帳（愛の手帳）業務マニュアル」（以下「業務マニュアル」という。）第2章、Ⅲ、「8. 判定会議」は、「判定会議の構成メンバーは、更生相談所所長・相談係長・ソーシャルワーカー・リハビリテーションセンター臨床心理士とする。」、「リハビリテーションセンター臨床心理士は、心理検査の結果について報告を行う。」、「報告の内容にもとづき、①程度 ※B1の場合I

Q40 以下・IQ41 以上、②身体障害／強度行動障害加重の有無／自閉症等の特例に該当するか、③再判定の有無、再判定ありの場合は再判定時期、④医学判定（診察）の必要の有無、⑤区福祉保健センターへの引継ぎが必要か、⑥児童相談所等への照会の必要性、について判定する。」と定める。

シ 業務マニュアル第3章、Ⅱ、「1. 前提条件の整理」は、再判定に際しては、「(1)AAMR (American Association on Mental Retardation) : アメリカ精神遅滞学会の定義、(2)ICD-10 (WHOによる国際疾病分類)、(3)DSM-IV-TR「精神疾患の分類と診断の手引」(アメリカ精神医学会)、(4)行政的定義、(5)横浜市療育手帳制度実施要綱、(6)療育手帳判定基準ガイドライン(全国知的障害者更生相談所長協議会)平成17年3月」の考え方をを用いることとされている。

(2) 争いがないか、証拠により容易に認められる事実等

ア 審査請求人は、平成30年12月18日、要綱第5条第1項及び第8条に基づき、本件対象者について、療育手帳の再交付申請を行った。

イ 処分庁は、平成31年2月15日、要綱第4条第1項及び第6条第1項に基づき、本件対象者の障害程度の判定のため、横浜市総合リハビリテーションセンター所属の臨床心理士である判定員(以下「本件判定員」という。)により、田中ビネー式知能検査Vを使用した本件検査を実施した。

ウ 本件判定員は、同日、審査請求人に対して、本件検査の結果が良好であり、B2と判定される程度である旨発言した。

エ 平成31年2月21日、愛の手帳判定会議において、判定機関の長は、要綱第4条に基づき、本件検査の結果(知能指数54)を踏まえ、本件対象者の障害の程度について、B2と認定した。

オ 処分庁は、平成31年3月29日、要綱第5条第6項に基づき、本件対象者について、障害の程度をB2とする療育手帳を交付した。

(3) 判断

ア 平成31年2月15日、本件判定員により実施された本件検査の結果は、「6歳級全問合格、13歳級2問不合格 MA9歳10か月 IQ54」というものである。

イ 本件判定員が所属する横浜市総合リハビリテーションセンターは、要綱別表2における指定診断機関とされ、また、本件検査においては、要綱第4条第1項本文に定める標準化されたビネー式知能検査である田中ビネ

一式知能検査Vを用いている。さらに、処分庁においては、臨床心理士が行う心理検査については、正確性を確保するため、検査によって算出された知能指数が正確か、他の臨床心理士が確認をする手続を取っている。

以上の手続が採られていることに加え、本件において、田中ビネー式知能検査Vにおける本件検査の結果が誤りであることをうかがわせる具体的な事情も認められないことからすれば、本件検査の結果は、正確性が確保されているものと認めるのが相当といえる。

ウ 平成31年2月21日、判定機関の長は、愛の手帳判定会議を開催し、同会議において、本件判定員は、本件業務マニュアル第2章、Ⅲ、8. に従い、本件対象者の心理検査の結果を報告した。

これを受け、判定機関の長は、要綱第4条第1項に基づき、心理検査結果（知能指数54）を踏まえて、B2と認定した。

エ 要綱別表1は、「障害の程度 軽度 B2 知能指数 おおむね51以上75以下のもの」と定めるところ、本件検査の結果はIQ54であって、障害の程度は「軽度 B2」に該当する。また、本件対象者について障害の程度を加重すべき事由はない。

よって、判定機関の長が、本件対象者について、障害の程度を「B2（軽度）」と認定したことに誤りはない。

オ 審査請求人は、本件判定員が、①本件検査当日の予約時間の変更等の事情から、本件対象者及び審査請求人に対する悪感情を抱いていた、②本件検査の過程において本件対象者に対して「良くできた」等の不適切な働きかけをした、③検査時間を通常よりも長時間かけた、④判定会議を経ることなくB2の判定となる旨発言した、等の事情から、本件検査は不当であり、これに基づいてされた本件処分は違法又は不当であると主張する。

カ しかし、①本件判定員が、本件対象者及び審査請求人に悪感情を抱いていたというのは審査請求人の印象に過ぎず、これを裏付ける証拠がないこと、②本件検査の過程において、本件判定員が本件対象者に対して不適切な働きかけをしたことについての的確な証拠はないこと、③田中ビネー式知能検査Vの所要時間として90分は一般に不適切な長時間とはいえず、また、本件検査において、本件対象者が時間をかけて考えていたことが記録に残されていること、④知能指数54の場合、一般的にB2と判定される程度であると定められており、本件判定員が一般論としてこの基準に言及

することは不適切とはいえないことから、審査請求人が主張する前記オ①～④の事情は、本件検査の結果が誤りであることの理由とはならない。本件においては、前記イ記載のとおり、本件検査の結果は正確性が確保されているから、審査請求人の主張には理由がない。

キ また、審査請求人は、令和元年11月27日付けA医師作成の診断書及び同月21日付け横浜市北部児童相談所長知能検査等結果連絡票を提出しているところ、これら資料には、いずれも、平成27年4月24日に実施した知能検査の結果、本件対象者の知能指数は49と判定された旨の記載がある。しかし、そもそも、一般的に検査結果に変動のある可能性があるからこそ再判定を実施するのであって、平成27年の知能指数の判定結果と本件検査による判定結果とが異なっているとしても、本件検査の結果が誤りであることの理由とはならない。

ク よって、本件処分のうち、B2と認定した部分に誤りはなく、本件処分が違法又は不当であるということとはできない。

以上によれば、本件処分の取消しを求める本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

#### (4) 結語

上記のとおりであるから、本件処分は、適法かつ妥当といえる。

#### (5) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

#### (6) 結論

以上のとおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
令和元年6月28日	・ 弁明書の提出依頼
令和元年7月19日	・ 弁明書及び証拠書類の提出
令和元年7月26日	・ 弁明書（副本）の送付及び反論書等の提出依頼
令和元年8月15日	・ 反論書受理
令和元年8月26日	・ 反論書（副本）の送付
令和元年11月5日	・ 審査請求人から追加資料の提出
令和元年12月4日	・ 審査請求人から追加資料の提出
令和元年12月6日	・ 審理手続の終結
令和元年12月12日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和元年12月17日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
令和2年1月21日	・ 調査審議